

# 31

## 日本でのより効率的で有効なヘルスケアを実現するための遠隔医療の活用

### 現状

行政機関や医療機関は、ヘルスケアサービスの提供に係る費用を削減する必要に迫られている。この責務を果たす方法の1つが、新しいインフラや情報システム、最先端技術を統合させて、急速に拡大するヘルスケアのエコシステムを支援することである。遠隔医療はその1つの解決策である。

遠隔医療は、ヘルスケアサービスを供給する上で画期的かつ重要な分野であり、既存の医療サービスを向上させ、ヘルスケアを手軽に利用可能にさせるという特質により、健康な社会に向けて、患者、政府、さらには経済全般に対して利益をもたらす可能性を持っている。

全米遠隔医療学会は公式に、「遠隔医療は患者の臨床的状況を改善するために、電子的な通信を用いて交信された医療情報を用いるもの。遠隔医療は双方向テレビ会議、メール、スマートフォン、ワイヤレス機器やその他の電気通信技術を利用した、多様化するアプリケーションやサービスを含むもの。遠隔医療はテレビ会議システム、静止画像の伝送や患者用のポータル、バイタル・サインの遠隔モニタリング、医学の継続教育、さらには患者に焦点を当てたワイヤレスのアプリケーションや介護コールセンターを含むe-ヘルス (e-Health) やその他のアプリケーションなど広範囲におよぶ遠隔でのヘルスケアサービスを包含するもの」と定義している。

遠隔医療により得られる便益は数多いが、それは典型的には (1) 効率性の増進、(2) 患者の満足度や生活の質の向上、(3) ヘルスケアへのアクセスの拡大、(4) 診療上の安全性向上と医療ミスの削減、これらの4つの範疇のどれかに分類される。

日本における遠隔医療に関する実用と実施に関する客観的統計はあるとしても少なく、世界的にもそうであるが、この分野の専門家の多くは (i) 日本の製造業やサービス事業者の技術的能力や国内での先進的なITインフラと、(ii) 医療従事者や患者間での遠隔医療の活用の間には、大きな隔たりがあると感じている。

### 現行政策

ACCJとEBCは、日本の遠隔医療の普及を阻害している要因は以下に述べる事項に集約されると考える。

### 医師法第20条の曖昧さ

現行の条文は遠隔医療に言及しておらず、遠隔医療を禁じるとも解釈できるような文言を含んでいるが、これは法曹界や学会で一般的に共有されている見解である。しかし、2011年3月31日東日本大震災の直後に厚生労働省により発出された通知では、遠隔医療は対面診療と同等の条件の下で実施することができるとしている。<sup>1</sup>従って第20条は、上記厚生労働省通知に整合性をとるように、遠隔医療を含める形で改訂されなければならない。

### 遠隔医療を実施できる主体の曖昧さ

日本には遠隔医療の公式のガイドラインが存在しないため、誰が遠隔医療を実施してよいとされているのか不明確である。主流である解釈は、医師のみが実施できるというものであるが、遠隔医療が十分効果を持つには、他の医療の職種も遠隔医療に参加できるし、またそうすべきである。現在過疎地での医師不足のもとでは、厚生労働省は看護師、精神科医、臨床工学技士、その他のヘルスケアの専門家が、医師の遠隔指導の下で遠隔医療の補助を行えるように制度を拡充する必要があろう。米国では、誰が、どのような機器を用いて、どのような遠隔医療を実施してもよいか、遠隔医療の実施資格 (credentials) が定められている。米国の政府や医療界は、遠隔医療実施のために医療機関内での教育、訓練、モニタリングといった点できわめて活発である。

### 現行診療報酬制度の限界

遠隔画像診断、遠隔病理診断、電話再診料、ペースメーカーの指導管理料 (遠隔モニタリング)、在宅喘息療法は、現在診療報酬が認められている数少ない遠隔医療の例である。しかしその他の遠隔医療には診療報酬が適用されるか否かが明確ではない。米国のメディケア制度では、診療報酬が認められている診療がCPT (Current Procedure Terminology) あるいはHCPCS (Healthcare Common Procedure Coding System) コードで明示されている。

遠隔医療は直接的な診療よりも、患者の症状の継続的なモニタリング、医療専門家によるコンサルテーション、疾病管理、予防、患者の指導や教育といった健康管理にも適している。それ故に、これらの遠隔医療を用いた診療は保険診療の対象とすべきである。また、IoTやM2Mの利活用を促進することで、継続的な医療データモニタリングにかかる費用を低減すべきである。

## 中小医療機関での電子カルテ (EHR) の低利用

東日本大震災の直後、もし被災地に有効なEHRがあったならば、医師や患者にとって救急治療ははるかに簡単にできたと信じられている。この経験に基づき、さらには世界第一級のIT経済国として、日本は世界でのヘルスケアITの未来を創造し、かつリードする可能性を持っている。

現在日本では、大規模病院 (600床超) の60%、全診療所の20%しかEHRを利用していないと推定されている。<sup>2</sup>また、日本の多くのヘルスケアITシステムはその病院内に限定されている場合が多く、地域 (例えば、第2次医療圏) の医療機関を連携し、広域での社会的インフラを構築するといった視点が欠如している。EHRは患者カルテを医療機関で相互に共有し、医療の正確性、簡便性、協同性を増進する一方で、医療ミス削減、医療費を減少させる。EHRからのデータと結合された遠隔医療と健康情報交換 (HIE) は、「患者中心のチームによるケア」モデルの中核となるものである。

## ビッグデータを含むヘルスケアと関連するデータセンターとクラウド・コンピューティングの制約

クラウド・コンピューティングは、大病院のみでなく、中小病院、診療所、薬局、介護施設がEHR、HIE、あるいはその他から発生したビッグデータに対して低料金でのアクセスや利用を可能にする。しかし、ヘルスケアにおけるプライバシーや個人情報保護規則は、政府部内 (例えば、経済産業省、厚生労働省、総務省、および地方自治体) で往々にして異なる。その結果、クラウドサービスの提供者はそれぞれの要求を満たさなくてはならないという問題に直面する。ビッグデータや分析の利点をヘルスケアでのバリューチェーン全体で最大化するためには、ヘルスケアやクラウドサービス業者を対象とする、プライバシーや個人情報保護に関係した共通の規則を開発し、「国民ID」や「共通ID番号」制度を完全に実施することは必要不可欠である。ヘルスケアIT分野での国境を越えた調和は必須である。

## 政策提言

ACCJとEBCは、日本政府が規制緩和と経済推進策を組み合わせることにより、日本のヘルスケア分野での遠隔医療の普及を促進させることが可能であり、かつそうすべきであると考え。これは、安倍首相が成長戦略で重点を置く医療分野でのICT利活用の重要性とも合致する。これらを踏まえ、ACCJとEBCは以下の点を日本政府に要望する。

- 医師法第20条は、どのような遠隔医療が対面診療と同一の条件の下で是認されるかを明確にし、どの医療従事者が遠隔医療を行えるのかを容易に理解できるよう修正されるべきである。
- 診療報酬が請求できる遠隔医療の適用範囲を明確に定義し、直接的な治療行為に加えて医療専門家によるコンサルテーション、患者の指導、疾病管理、特に在宅患者のモニタリングが診療報酬の対象となるように拡充すべきである。患者や高齢者のバイオ情報のモニタリングは、生活習慣病患者にも有益であるばかりでなく、疾病を予防し健康を維持し、さらに医療費が削減されることにつながる。
- IoTやM2Mの成長と利活用を促進し、移動体通信事業者が課金するサービス費用を合理化し、継続的な医療データモニタリング費用を低減すべきである。
- 「どこでもMY病院」の実現を加速させる。
- EHRの普及率を高め、データの相互運用性を確保するために一層の努力を行うとともに、十分なインセンブが与えられるべきである。
- クラウド・コンピューティングの環境の下で、ビッグデータやヘルスケア分析を活用するために、政府部内でのプライバシーや個人情報保護に関する規則を統一すべきである。
- 遠隔医療を普及させ、またこの新興分野での新しいビジネスモデルに投資し開発する意欲のある企業を支援し、遠隔医療を規制している省庁での協同を推進する政策的枠組みを構築すべきである。
- 現行のグローバル標準を実施することに加え、将来的には遠隔医療のグローバル標準となるような現在取組中の開発に対してリーダーシップを発揮すべきである。

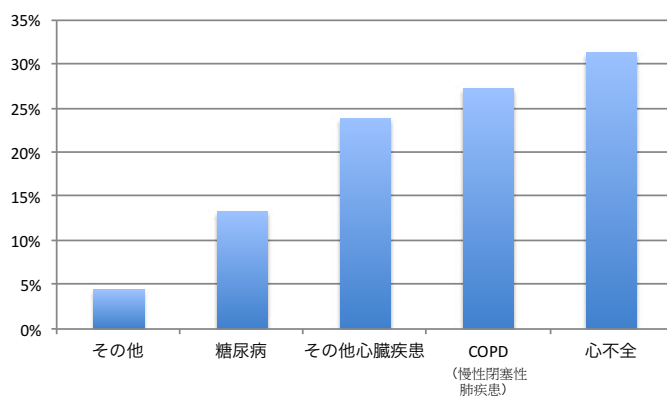
---

## 参考文献

1. 直接の対面診療による場合と同等ではないにしてもこれに代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、遠隔診療を行うことは直ちに医師法第20条等に抵触するものではない。
2. 一般社団法人厚生労働統計協会「国民衛生の動向」(2012年)

## 31. 疾病管理遠隔医療プログラムを使用しているホームケア機関の割合

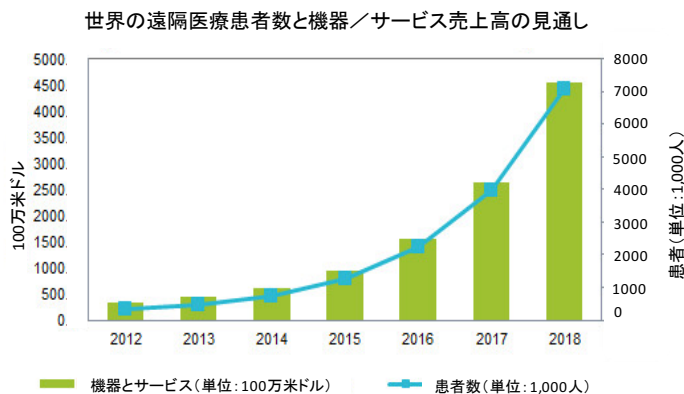
遠隔医療は、米国では多くの慢性疾患の管理に広く利用されている。2014年の全米ホームケア産業調査は、規模の大小、公的支援の有無、都市部／郊外、営利／非営利、病院主体／独立機関など多岐にわたる1100超の在宅医療機関を対象に実施された。それらのホームケア機関はいずれも遠隔医療システムを利用して、患者の慢性疾患に対応している。



出典: National State of the Home Care Industry Study © 2014

## 31. 世界の遠隔医療患者数と機器／サービス売上高の見通し

世界の遠隔医療市場は、2013年～2018年の間、10倍以上に成長すると予測されている。この主な要因は、コスト削減と医療サービス向上のために、医療サービス提供側による遠隔通信技術とモニタリング技術の利用度が高まることだと、IHSテクノロジーは見ている。



出典: IHSテクノロジー 2014年1月